

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告示	〇大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	六四
	〇保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	六四
	〇道路の区域を変更する件	六四
	〇都市計画事業を認可した件	六五
公告	〇地域森林計画の案を定めた件	六五
	〇地域森林計画の変更案を定めた件三件	六五
	福島県病院局	六六
	〇落札者を決定した件	六六

告 示

福島県告示第七百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十一月十四日から同年十二月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十一月十四日

- 福島県知事 内堀雅雄
- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークタウン金屋 福島県郡山市田村町金屋字冬室一一八番一ほか
 - 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
（商業まちづくり課）

福島県告示第七百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年十一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡西会津町下谷字越戸乙一三八三から乙一四〇五まで、乙一四〇五の二、乙一四〇六から乙一四二二まで、乙一四二七から乙一四三一まで、乙一四三一の二、乙一四三四、乙一四三五、乙一四三五の二、乙一四三六、乙一四三七の一、乙一四三七の二、乙一四三八の一、乙一四三八の二、乙一四三九の一、乙一四三九の二、乙一四四〇、乙一四四一、乙一四四二の一から乙一四四二の三まで、乙一四四二の二、乙一四四二の三、乙一四四二の四から乙一四四二の六六、乙一四四二の六九、乙一四四二の七〇、乙一四四二の七二、乙一四四二の九四から乙一四四二の一〇〇まで、乙一四四二の一〇三、乙一四四二の一〇八、字沼峠乙一四五四、乙一四六〇の二から乙一四六〇の二まで、乙一四六〇の一五から乙一四六〇の二〇まで、乙一四六〇の二二、乙一四六〇の四三から乙一四六〇の四五まで、乙一四六〇の五九、字寺平乙一四八五の二、乙一五二二、乙一五二二の二、乙一五二二の二六から乙一五二二の三〇まで、乙一五二二の三三、乙一五二二の三五、乙一五二二の三九から乙一五二二の四一まで

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第七百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県北建設事務所で平成二十九年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町 二本松線	二本松市戸沢字熊ノ久 保一〇三番地先から 同 市針道字後花ヶ 作四九番一地先まで	変更前	A 四・五〇 二一・九	六五九・五
		変更後	A 四・五〇 二一・九 B 一五・九〇 七九・八	六五九・五 六二二・五

(道路計画課)

福島県告示第七百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第四項の規定により、都市計画法業について、次のとおり認可した。

平成二十九年十一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称
しんとく建設工業・大和ハウス工業・ダイヤ地所・アカギ不動産好間町上好間宅地開発企業体
- 二 都市計画事業の種類及び名称
いわき都市計画一団地の住宅施設事業 好間町上好間一団地の住宅施設
- 三 事業施行期間 平成二十九年十一月十四日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
いわき市のうち
好間町上好間字大堰、字内ノ草、字岩穴及び字今宿の各一部の区域

(まちづくり推進課)

公 告

公告第二百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、磐城森林計画区に係る地域森林計画をたてる予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十一月十四日 福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
磐城地域森林計画書案
- 二 縦覧の期間
平成二十九年十一月十四日から同年十二月十四日まで
- 三 縦覧の場所
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県相双農林事務所森林林業部及び福島県いわき農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第二百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、阿武隈川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
阿武隈川地域森林計画書変更案
- 二 縦覧の期間
平成二十九年十一月十四日から同年十二月十四日まで
- 三 縦覧の場所
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県北農林事務所森林林業部、福島県中農林事務所森林林業部及び福島県南農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第二百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、奥久慈森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
奥久慈地域森林計画書変更案
- 二 縦覧の期間
平成二十九年十一月十四日から同年十二月十四日まで
- 三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課及び福島県南農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、会津森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

会津地域森林計画変更案

二 縦覧の期間

平成二十九年十一月十四日から同年十二月十四日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県会津農林事務所森林林業部及び福島県南会津農林事務所森林林業部

(森林計画課)

福島県病院局

公告第6号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条第1項の規定により公告する。

平成29年11月14日

福島県病院事業管理者 阿部正文

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
放射線機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県病院局病院経営課 福島県福島市中町8番2号
- 3 落札者を決定した日
平成29年10月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
サンセイ医機株式会社 福島県郡山市昭和二丁目11番5号
- 5 落札金額
158,760,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年9月5日

(病院経営課)